

コンプライアンス行動指針・細則

コンプライアンス行動指針の内、遵守事項の細則は、以下の通りとする。

1. 人権を尊重し、差別・ハラスメントを行わない。

- (1) 信条、宗教、国籍、性別、年齢、出身、心身の障害、病気、性的指向、性自認等事由のいかんを問わず差別をしない。
- (2) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントを行わない。
- (3) 労働関係法令を遵守し、安全で健康的な職場環境を維持する。

2. 環境に関する法令を遵守し、環境に配慮した活動を行う。

- (1) 環境に関する国・地方自治体の法令等を遵守する。
- (2) 資源及びエネルギーの効率的な利用に努め、グリーン購入を推進し、廃棄物のリサイクルや適切な処理を行い、環境汚染の予防に努める。

3. 取引に当たっては法令を遵守し、公正な取引を遂行する。

- (1) 取扱商品、提供する役務の内容に関する法令を遵守し、必要な許認可の取得、諸届出等の手続に遺漏のなきよう注意する。
- (2) 独占禁止法に抵触するような不当な取引制限（カルテル）や優越的地位の濫用、事業者団体における差別的取扱い等の不公正な取引を行わない。
- (3) 製造委託取引及び役務提供委託取引等における下請事業者の利益を不当に害する行為は行わない。

4. 会社の情報を適切に管理することはもちろん、社外から得た情報や第三者の知的財産権等の権利を侵害するような行為は行わない。

- (1) 会社の秘密情報は厳重に管理し、これを漏洩したり業務以外の目的に使用しない。
- (2) 個人情報の取扱いについては特段の注意を払い、利用目的を超えた取扱いをしてはならないとともに、漏洩、滅失等の防止その他安全管理のための必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (3) 退職後といえども会社の秘密情報を漏洩したり、使用しない。
- (4) 外部からの問い合わせ等に対しては、個人の判断で対応せず、関係部署と連携の上対応する。窓口部署が定められている場合は、同部署に対応を依頼する（例：マスコミ ⇒ 広報・ブランディンググループ）。
- (5) コンピュータソフトウェアの無断コピー、インターネット上の画像・新聞・雑誌・書籍等の著作物の無断転載等他社・他人の知的財産権侵害に該当する行為は行わない。

5. 株式等の不公正取引（インサイダー取引）は行わない。

- (1) 投資判断に重要な影響を及ぼす当社及び当社子会社の重要事実を知ったときは、その事実が公表されるまで、当社の株式等の売買を行わない。
- (2) 投資判断に重要な影響を及ぼす公開会社たる取引先等の重要事実を知ったときは、その事実が公表されるまで、当該会社の株式等の売買を行わない。

6. 反社会的な活動や勢力に対しては毅然たる態度で臨み、利益供与は一切行わない。

- (1) 暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力による圧力に屈せず、万一これらから不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な問題解決を行わない。
- (2) 暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力が一般取引に巧妙に進出してくるケースも想定されるので、十分に注意する。
- (3) テロ行為、麻薬取引、マネーロンダリング、その他の組織的犯罪に意図的に関与してはならないことはもちろん、これらの犯罪に利用されることもないよう、取引の全ての過程で十分に注意する。

7. 会社の利益に反する行為は行わない。公私のけじめをつける。又、贈答・接待等は法令に違反することなく、且つ社会通念上妥当な範囲で行う。

- (1) 会社の有形・無形の資産を不当に利用しない。
- (2) 個人的な目的で会社の資産（什器備品、パソコン、車両等）・経費を使わない。
- (3) 社内情報システムを不正に使用しない。
- (4) 会社の承認なしに他の職業に従事しない。
- (5) 退職時には、会社資産（貸与品、金品等）を返還する。
- (6) 職場において政治、宗教等業務と無関係な個人的活動をしない。
- (7) 業務上の地位を利用して金品その他の利益を得たり、私利もしくは第三者の利得を図ってはならない。
- (8) 従業員間においてみだりに金銭貸借その他の取引行為を行ってはならない。
- (9) 国内・海外を問わず、公務員又はこれに準じる立場の者への不正な接待・贈答・便益の供与その他経済的な利益の供与は行わない。
- (10) 代理店やコンサルタント等に対する当社の支払や寄附の一部が、公務員又はこれに準じる立場の者への違法な働きかけのために流用されること又はその疑いがあることを知った場合には、このような支払は行わない。
- (11) 取引先又はその役職員等への贈答・接待は過剰を避け、社会通念上妥当な範囲で行う。
- (12) 過剰な接待や社会的儀礼の範囲を超える贈答はこれを受けてはならない。また、起用業者から接待を受けた場合は社内規程に従い報告する。

8. 財務・会計に関する記録や報告は、適時・正確に行う。

- (1) 虚偽又は誤解を招く帳簿の記載は行わない。
- (2) 経費処理、利益計上は適時に行う。
- (3) 債権・債務の記帳は正しく行う。

9. 各事業所における事故等に対しては、迅速且つ適切に対処して被害の拡大を防止するとともに、再発防止に努める。

- (1) 各事業所、特に商品の搬出・搬入・保管を行う場所（物流センター等）においては、安全管理に細心の注意を払い、そこで働く人達やこれらの場所を利用する人達の生命、身体、財産に対する被害の発生防止に努める。万一事故が発生した場合には、迅速且つ適切に対処して被害の拡大を防止するとともに、再発防止に努める。
- (2) 当社社員だけではなく業務委託先に対しても、物流業務に関する法令及び物流センター運営に関する社内諸規程等を遵守させるように努める。
- (3) 社有車の使用に際しては、関連法規を遵守し、運転に細心の注意を払う。万一事故が発生した場合には、身体・生命の確保を最優先とし迅速且つ適切に対処する。
- (4) 近隣との調和に配慮する。

10. 品質管理等「安全・安心」を徹底的に追求するとともに、適正な表示を行い、生活者の「満足」「信頼」が得られる商品を提供する。

- (1) 商品の開発、製造委託、購入、得意先・生活者への販売に至る全ての過程において、原材料・商品の選別、品質・鮮度・温度・衛生管理を厳格に行い、「安全・安心」で且つ適正な表示のある商品を提供する。
- (2) 環境・安全衛生関連法規を遵守し製造物責任法に適合した品質管理を行っている製造業者、仕入先から購入し、賞味期限管理を確実に励行する。
- (3) 得意先、生活者等から商品等に関するクレームを受けた場合は、速やかに状況を把握確認し、誠意をもって適切且つ必要な対応策を迅速に講じる。

11. その他法令やルールを遵守し、社会的良識をもった責任ある行動をとる。

- (1) 社内諸規程を遵守し、職場の秩序を乱したり、業務上自己の権限を超過した独断の行為をしない。
- (2) 社有車・自家用車（乗用車・バイク・自転車等）に関わらず、飲酒運転は絶対に行わない。又、他の役職員の飲酒運転を見過ごしてはならない。
- (3) その他法令やルールを遵守し、役職員としての対面を汚す行為をしない。